

会 務 月 報

第384号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■平成26年11月常任理事会議事概要

1. 日 時 平成26年11月20日（木）
13:30～16:00
2. 場 所 日事連会議室
3. 常任理事会構成者総数、定足数及び出席者数
常任理事会構成者総数14名、定足数8名、出席者数11名
4. 出席者の氏名

会 長	大内達史
副 会 長	宮原克平、富岡 学、佐野吉彦、朝岡市郎、井上精二
専務理事	高津充良
常任理事	遠藤正幸、佐々木宏幸、仲元典允、山本康一郎
事 務 局	前田敏明事務局長兼総務課長、戸谷泰子会誌編集担当課長、鈴木雅之業務課長、千浜民子企画調整担当課長、市川貴之教育・情報担当課長
欠 席 者	田畑光三副会長、香月直樹常任理事、栗原憲昭常任理事
5. 議 長
大内達史会長より議長について諮り、佐野吉彦副会長を議長に選任した。
6. 議事録署名人
大内達史会長、佐野吉彦副会長

7. 議 事

(1) 専決事項

- 1) 第122回建築士事務所協会全国会長会議等のスケジュール及び議事等の決定の件

事務局より、第122回建築士事務所協会全国会長会議のスケジュール等について資料1によって次の趣旨の説明がなされた。

12月4日12時30分から17時まで、銀座東武ホテルにおいて、政経フォーラム及び建築士事務所協会全国会長会議を実施する。

議長より、同議案の決定について諮ったところ、議事録署名人案の佐野大阪会会長は、田村元元衆議院議長の自民党葬に参列し、全国会長会議の開始時に不在になる可能性があるため、田畑福島会会長に変更し、当日のスケジュール及び議事等については、資料1のとおりこれを決定した。

(2) 協議事項

- 1) 平成26年度上半期事業報告及び決算報告について

事務局より、資料2-1によって平成26年度上半期事業報告について、会議報告、事業概要、総務・財務、教育・情報、業務・技術、広報・渉外、指導運営、基本問題検討、景観・まちづくり、住宅金融支援機構適合証明業務、会員動静に関するそれぞれの事業報告の内容の説明がなされた。

続いて、資料2-2によって一般会計及び適合証明業務登録機関特別会計の平成26年度上半期決算報告について、次の趣旨の説明がなされた。

一般会計では、予算に対し、講演講習会収入が110%の実績率、講演講習会費支出が76%の実績率となっているが、これは予算作成段階では金額が確定していなかった既存住宅現況検査技術者講習にかかわる収支が発生したためである。また、事務手数料収入が146%の実績率となっているが、これは賠償責任保険のオプションプラン創設の増収によるものである。なお、この事業報告及び決算報告は11月14日の監査会を経たものである。

協議の結果、資料2-1及び資料2-2の原案を了承し、

1 1 月通常理事会に提案することを決めた。

2) 平成27年度日事連建築賞募集要項及び同賞選考委員会委員について

事務局より、資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

募集要項については、前年度に引き続き、対象建築作品、応募資格者及び応募手続き等について従来どおりの要項で実施する。今回の主な変更点は、年度が変わったことによる対象建築作品の竣工年月日の期間及び応募締切日等である。また、受賞者から提出された作品写真の取り扱い等を明確にさせる他、一部具体的な表現を加える等、募集要項をより明確なものにした。

委員長には、委員を5年務めた富永譲氏が就任し、委員は、石堂威氏は留任、その他の5名は新任である。

山本常任理事より、募集要項の単位会が選考する第2次審査候補作品数が決まる会員数の基準を下げる予定はないのかとの質問がなされ、基本的には基準を下げるよりも、会員増強の観点からは会員を増やしてほしい、来年度の基準は原案のままとするが、それ以降については変更するかどうかは今後検討したい旨、高津専務理事より回答がなされた。

協議の結果、資料3の原案を了承し、11月通常理事会に提案することを決めた。

3) 第39回全国大会運営特別委員会の設置及び委員構成について

事務局より、資料4により次の趣旨の説明がなされた。

平成27年度の全国大会（茨城大会）の実施に向けた企画、立案等のために特別委員会を設置し、2月上旬頃より活動を行いたい。委員は、主管会（茨城会）が所属するブロック選出副会長を委員長、主管会会長を副委員長とし、総勢7名で構成する。

協議の結果、資料4の原案を了承し、11月通常理事会に提案することを決めた。

4) 四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書類の改定等の検討状況について

高津専務理事より、資料5-1～3により次の趣旨の説明がなされた。

四会契約書類については、建築四会（日事連、士会連、JIA、日建連）の委員で構成される「四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款調査研究会」を平成24年度に発足・常設させ、時局にあった建築設計・監理等業務委託契約の検討を行っている。

同調査研究会では、国土交通省建築指導課の担当官と調整し、新たに小規模建築物向けのもの及び従来版のものの2つについて、改正建築士法で義務付けられる書面の義務化等に対応する四会契約書類を年内に完成させるよう作業を進めている。

協議の結果、資料5の原案を了承し、11月通常理事会に提案することを決めた。

5) 改正建築士法の施行に向けた報酬基準に準拠した契約の締結に関する要望活動について

高津専務理事より、資料6により次の趣旨の説明がなされた。

6月に可決成立・公布された改正建築士法において、設計・工事監理の契約にあたっては、国土交通大臣の定める報酬の基準に準拠した契約締結の努力義務化が規定された。この規定を実効あるものとするため、法施行前に建築三会（日事連、士会連、JIA）は中央レベルと地方レベルで、官公庁、地方自治体及び民間団体に対して、この規定の周知徹底及び業務報酬基準（告示第15号）に準拠した契約締結の徹底を年末年始にかけて要望する。

協議の結果、中央レベルの民間団体要望先に信用組合の団体を追加することで、資料6の原案を了承し、11月通常理事会に提案することを決めた。

6) 報酬基準に準拠した契約の締結に関連する倫理規程について

高津専務理事より、資料7により、改正建築士法に合わせ、既存の倫理規程モデルのうち「適正な報酬」に関する内容を一部修正したい旨の説明がなされた。

協議の結果、資料7の原案を了承し、11月通常理事会に提案することを決めた。

7) 日事連事務局が加入する東京建築設計厚生年金基金の法改正への対応について

事務局より、資料8により次の趣旨の説明がなされた。

改正厚生年金保険法が平成26年4月に施行され、全ての厚生年金基金は、新制度へ移行するか又は10年以内に解散を余儀なくされることとなった。日事連事務局が加入する東京建築設計厚生年金基金は、代行割れ基金ではないが、改正厚生年金保険法の存続基準を満たすことは難しいため、給付水準及び掛金負担のバランス並びに加入員及び年金受給者の公平性の観点から、解散の上、後継制度を新たに設立する方針を決定した。加入員の将来の受取額が、従来より減るが、後継制度に加入せずに同様の事務を事務局で行うことはほぼ不可能であり、これに代わる適当な制度がないため、解散手続に同意し後継制度に加入することとした。

協議の結果、資料8の原案を了承し、11月通常理事会に提案することを決めた。

8) 平成27年5月からの八丁堀NFビル賃貸借条件の改定について

事務局より、資料9により次の趣旨の説明がなされた。

平成27年4月で、日事連事務局が入居する八丁堀NFビルの賃貸借契約が満了となる。現在は、坪単価13,000円（共益費及び消費税を除く。以下同）の賃料で5年の定期賃貸借契約であるが、家主から提示された契約更新条件は、同様に5年の定期賃貸借契約の場合は坪13,250円、2年の普通賃貸借契約の場合は坪13,500円であった。仲介する不動産業者によると、都心のオフィスは空室率が下がり、賃料が上昇傾向であること及び平成32年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて賃料相場の上昇が見込めることから、これ以上の賃料引き下げは難しいとのことである。

協議の結果、事務局で再度値下げ交渉を行い、改めて協議することとした。

9) 「国連防災世界会議」への五会共同企画の実施について

事務局より、資料10により次の趣旨の説明がなされた。

国連防災世界会議は、国際的な防災戦略を策定する国連主催の会議である。平成27年3月の仙台での第3回会議には、日本建築学会より建築四会（日事連、士会連、JIA、日建連）あてに共同企画参加要請があり、5月の総務・財務委員

会及び常任理事会で報告し、6月の通常理事会では、総務・財務委員会等で検討、参加する方向で了承された。実施内容は、シンポジウム「いのちを守るまちづくり／家づくり」で、テーマは「都市・建築の領域における復興と防災への貢献」である。なお、一団体当たりの負担額は328,000円の予定である。

協議の結果、資料10の原案を了承し、11月通常理事会に提案することを決めた。

10) 11月通常理事会の議題等について

事務局より、資料11によって説明がなされ、協議の結果、原案どおり資料11を11月通常理事会開催通知とすることを決めた。

(3) 報告事項

1) 改正建築士法の円滑な施行に向けての対応について

高津専務理事より、資料12-1～5により次の趣旨の説明がなされた。

今回の改正建築士法が、三会の共同提案をベースにしていることから、今後の普及、周知について、三会で懇談会を開催して意見の調整や国交省への働きかけを行っている。建築士の免許証への記載事項の追加について、免許証に勤務先、住所を追加することになると、それらは登録事項となり、住所や勤務先が変わると免許証の書き換え義務が生じる旨、国交省より説明があった。現在、三会で意見を調整中であるが、日事連及びJIAは早急な実施には反対で、士会連が消費者保護のために必要との意見である。

仲元常任理事より、免許証の記載事項変更は見送るのかとの質問がなされ、三会で要望した経緯もあり、引き続き検討ということになる旨、高津専務理事より回答がなされた。

2) 新国立競技場計画について

大内会長より、資料13によって次の趣旨の報告がなされた。

9月8日の日本スポーツ振興センターとの意見交換を踏まえ、今般、建築関連5団体（日事連、士会連、JIA、東京会、東京士会）からこの計画に対する見解及び要望書を出す

こととした。その内容は、懸念される課題として、①総工事費と維持費、②事業スケジュールの見直し、③設計と条件の見直し及び整備内容である。今後も引き続き協議を進めて行く予定である。

3) 公共工事品確法の運用指針への意見提出について

高津専務理事より、資料14により次の趣旨の報告がなされた。

改正品確法が6月に公布・施行され、改正後の品確法第22条の規定に基づき、国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札契約の方法の選択、その他発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めることとなっている。先般、国土交通省より関係団体宛意見募集があり、これを受けて単位会に通知し意見を募ったが、意見等は出されなかった。日事連としては、基本問題検討特別委員会の検討を踏まえ、設計についての入札契約方式も追加してほしい旨意見提出を行った。

4) 京都会会長からの木造診断補強ソフトにかかる日事連の経費負担の要望書について

事務局より、資料15によって次の趣旨の報告がなされた。

8月の常任理事会での協議を受けて、9月の業務・技術委員会で当該ソフトについて協議した結果、京都会及び三重会が目標に掲げる採算確保の最低販売件数1,000件というのは、達成があまり見込めないことから賛同せず、他の単位会からソフトの必要性、要望等があれば、直接京都会及び三重会へ申し入れをしてもらうこととし、9月の通常理事会で承認を得たところである。その後、11月に京都会会長から大内会長宛、経費負担等について再考を促す文書が提出された。

5) 会員・構成員異動報告

平成26年8月末、9月末及び10月末の会員及び構成員数等が、事務局より次のとおり報告がなされた。単位会別構成員数等は資料16のとおり。

平成26年8月31日現在 正会員46団体

構成員14,931事務所、賛助会員3社

平成26年9月30日現在 正会員46団体

構成員14,932事務所、賛助会員3社

平成26年10月31日現在 正会員46団体

構成員14,934事務所、賛助会員3社

6) 後援名義等使用の催物について、事務局より資料17により報告がなされた。

7) 経過報告について、事務局より資料18により報告がなされた。

<配付資料>

資料1：第122回建築士事務所協会全国会長会議等のスケジュール及び議事等について

資料2-1：平成26年度上半期事業報告書

資料2-2：平成26年度上半期決算報告書

資料3：平成27年度日事連建築賞募集要項及び選考委員会委員について

資料4：全国大会運営特別委員会の設置及び委員構成について（案）

資料5-1：契約書類改正等への取り組みの現状（概要）

資料5-2：建築設計・監理業務委託契約書（小規模向け）（案）

資料5-3：建築設計・監理業務委託契約書（案）

資料6：改正建築士法の施行に向けて報酬基準に準拠した契約の締結に関する要望活動の実施の骨子について（案）他

資料7：建築士事務所協会倫理規程モデル（案）

資料8：日事連事務局が加入する東京建築設計厚生年金基金の法改正への対応について

資料9：八丁堀NFビル賃貸借条件の改定について

資料10：「第3回国連防災世界会議」への五会共同企画の実施について

資料11：平成26年11月通常理事会開催通知

資料12-1：改正建築士法に向けての対応について

資料１２－２：建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う
 関連政令・省令の改正について（概要）
 資料１２－３：建築士法の一部を改正する法律について
 資料１２－４：免許証記載事項の追加（勤務先・住所）に関
 する検討の結果について（報告）
 資料１２－５：一級建築士の処分基準の見直しについて
 資料１３：日本スポーツ振興センター宛見解及び要望書の提
 出について（案）他
 資料１４：改正後の品確法に規定する「発注関係事務の運用
 に関する指針」（骨子案）についての資料他
 資料１５：京都会及び三重会からの木造診断・補強ソフトに
 かかわる日事連への提案への対応経緯他
 資料１６：会員・構成員異動報告書
 資料１７：後援・協賛名義使用の件
 資料１８：経過報告

■第１２２回建築士事務所協会全国会長会議議事概要

- １．日 時 平成２６年１２月４日（木）
 １４：００～１６：２０
- ２．場 所 銀座東武ホテル「龍田」
- ３．会議の構成者数及び出席者数
 構成者数 正会員会長４６名
 出席者数 正会員会長４６名
 （内、表決委任状提出：山口会・表決委任を
 受けた者の氏名 藤井正昭）
- ４．出 席 者
 国土交通省
 大臣官房審議官 杉藤 崇
 正 会 員
 北海道 西村 武 青 森 相場 博
 岩 手 新沼 義雄 宮 城 栗原 憲昭
 秋 田 渡邊 淳悦 山 形 伊藤 剛
 福 島 田畑 光三 茨 城 横須賀満夫
 栃 木 佐々木宏幸 群 馬 栗原 信幸

埼 玉 宮原 克平 千 葉 鈴木 兼次
 東 京 大内 達史 神奈川 小林 忠志
 新 潟 坂本 忠志 長 野 池田 修平
 山 梨 飯窪 功児 富 山 堂田 重明
 石 川 西川 英治 福 井 櫻川 幸夫
 静 岡 遠藤 正幸 愛 知 朝岡 市郎
 三 重 小久保晃伸 滋 賀 井島 均
 京 都 高橋 宏 大 阪 佐野 吉彦
 兵 庫 山本康一郎 奈 良 植村 吉延
 和歌山 小川 浩 鳥 取 山下 卓治
 島 根 矢野 敏明 岡 山 貴田 茂
 広 島 小西 郁吉 山 口 藤井 正昭
 徳 島 小西 誠一 香 川 富岡 学
 愛 媛 白石 春夫 高 知 西森 敬祐
 福 岡 井上 精二 佐 賀 蓑原 利美
 長 崎 岡村 則満 熊 本 福島 正継
 大 分 中野 満 宮 崎 金丸 啓洋
 鹿児島 東條 正博 沖 縄 仲元 典允

日 事 連

会 長 大内 達史
 副 会 長 宮原 克平 富岡 学 佐野 吉彦
 田畑 光三 朝岡 市郎 井上 精二
 専務理事 高津 充良
 常任理事 遠藤 正幸 栗原 憲昭 佐々木宏幸
 仲元 典允 山本康一郎
 理 事 秋野 卓生 浅野 善治 池田 修平
 大谷 秀逸 金子 敏夫 神田 重信
 河野 久 小林 忠志 澤木 英二
 鈴木 眞生 富田 裕 中山 茂樹
 村岡 健治 村山 高文 山木 茂
 横須賀満夫 吉田 敏 渡邊 淳悦
 監 事 東條 正博 堂田 重明 宮原 浩輔
 名誉会長 三栖 邦博

事務局

事務局長兼総務課長 前田敏明、調査役 吉田茂

5. 議長・副議長

議長 宮原克平（埼玉会会長）、

副議長 富岡 学（香川会会長）

6. 議事録署名人

宮原 克平（議長）、大内 達史（日事連会長）、

田畑 光三（福島会会長）

7. 挨拶

大内達史会長より、以下の趣旨の挨拶があった。

- ・今後とも国会議員、国土交通省の支援・協力を得て、改正建築士法の普及活動に努めていきたい。
- ・各地域の消費者の安全確保や次世代へ継承できる魅力ある業界にしていくなために、我々が何をすべきかを考えていかなければならない。

8. 単位会新会長紹介

事務局より、前回の全国会長会議（平成26年6月23日）以降の単位会会長の異動について、

以下の新会長紹介があった。

宮崎会・金丸啓洋会長

9. 来賓挨拶

国土交通省杉藤崇大臣官房審議官より、以下の趣旨の挨拶があった。

- ・改正建築士法成立に対し、現在は政省令のパブリックコメントを実施しているところである。
- ・防災や減災、国民の安全や地方創世などの課題に取り組んでいく中で、単位会の皆様にもご協力を賜りたい。

10. 議 事

- （1）報告事項1. 平成26年度上半期事業報告及び決算報告について高津充良専務理事より、資料1-1、1-2によって次の趣旨の説明がなされた。

平成26年度上半期事業報告並びに決算報告について「一般会計」及び「適合証明業務登録機関特別会計」の各項目内容について説明がなされた。

一般会計では、予算に対し、講演講習会収入が110%の実績率、講演講習会費支出が76%の実績率となっているが、これは予算作成段階では金額が確定していなかった既存住宅現況検査技術者講習にかかわる収支が発生したためである。

なお、この事業報告及び決算報告は、11月の監査会を経たものである。

- （2）報告事項2. 平成27年度日事連建築賞募集要項及び同賞選考委員会委員について

佐々木宏幸総務・財務委員長より、資料2によって次の趣旨の説明がなされた。

募集要項については、前年度に引き続き、対象建築作品、応募資格者及び応募手続き等について従来どおりの要項で実施していくこととしたい。今回の主な変更点は、年度が変わったことによる対象建築作品の竣工年月日の期間及び応募締切日等である。また、受賞者から提出された作品写真の取り扱い等を明確にさせる他、一部具体的な表現を加える等、募集要項をより明確なものにした。委員長には、委員を5年務めた富永譲氏が就任し、委員は、石堂威氏は留任、その他の5名は新任である。

- （3）報告事項3. 改正建築士法の円滑な施行に向けての対応について

高津充良専務理事より、資料3-1から3-8によって次の趣旨の説明がなされた。

- ・建築士法の一部を改正する法律が6月27日に公布され、国土交通省より関連政令・省令案について、意見募集（改正を行う政令・省令の概要のみ記載）を開始したことについて単位会へ11月13日付けで通知を行った。改正法施行は、来年6月25日の予定である。
- ・内部向けの経緯等の説明資料は、日事連がこれまでに実施した活動（（仮称）建築士事務所法の提案、三会意見交換会、議員連盟・設計監理等勉強会など）の経緯及び改正建築士法の概要等を独自にまとめ、冊子としたものである。各単位会では、この説明資料を活用して、法改正の意義等について会員事務所に周知してほしい。

・免許証記載事項の追加（勤務先・住所）については、建築主等への情報開示の充実の観点から、三会共同提案とし、議連の提案に盛り込まれ、省令改正を行うとしていたが、今回は見送り、三会で引き続き検討させてほしい。

・契約書類改正等への取り組みの状況は、建築四会（日事連、士会連、J I A、日建連）の委員で構成される「四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款調査研究会」を平成24年度に発足・常設させ、時局にあった建築設計・監理等業務委託契約の検討を行っている。

同調査研究会では、国土交通省建築指導課の担当官と調整し、小規模建築物向け及び改正建築士法で義務付けられる2種類の四会契約書類を年内に完成させるよう作業を進めている。平成27年1月以降にプレスリリース及び頒布を開始する予定である。

・今般の改正で「国土交通大臣の定める報酬の基準に準拠した契約締結の努力義務化」が規定された。この規定を実効あるものとするため、法施行前に国、地方自治体及び民間団体に対し、中央レベルは建築三会在、地方レベルは単体会、単会士会、J I A支部及び地域会が共同要望活動を年末年始にかけて行う。

・報酬基準に準拠した契約の締結に関連する倫理規程については、単会士会においては、建築士法の一部を改正する法律に対応すべく、会員に対し報酬の基準に準拠した契約締結についての規定を定めていただきたい。現行の第9条（適正な報酬）部分を一部変更し、近日中に単会士会へ通知予定である。

・一級建築士の処分基準の見直し作業が現在、中央建築士審査会で行われている。内容については非公開とされている。

次のとおり、質疑応答がなされた。

（石川会）業務報酬基準に準拠した契約の締結の努力義務化が規定されたが、努力義務がなされていないと法律に違反する恐れがある。地方の場合、新築は少なく改修や解体作業等が多く、業務報酬基準に当てはまるものがない。これらも業務報酬基準に入れる必要があるのではないか。また、

「一括再委託」が禁止されるが範囲はどこまでとなるのか。（高津専務理事）改修等についても業務報酬基準は合理性があり、その整理を行うために国の対応が遅れている。なお、報酬基準の適用範囲の拡大については、基準ができるための調査結果が必要である。

以前に15号の報酬基準作成にあたっては実態アンケートが集まらなかった。データがないため基準を作成することは大変である。改修については分野ごとに分析しなければならず基準に当てはめにくいいため基準の作成には大きな課題があることを理解されたい。「一括再委託」については、従来から基準があり、その基準は変わらない。例えば、CADでの作図等は設計補助で問題ない。

（佐々木常任理事）耐震診断・耐震改修に関する告示化の作成に当たり、アンケートを行ったが、累計ごとに求めていく際に、標準業務をまとめるのが精一杯であった。オプション業務に関しては実費を予測しなければならない。耐震改修に限って調査を行ったが、構造は線が引け、意匠についてはまとまりがつかなかったこともあり、構造のみで何とか告示化されるのではないかと考えている。

（石川会）告示がなければ、業務報酬基準はないのと同じである。大変難しい事項と思うが日事連としては告示化に向けて取り組んでほしい。

（奈良会）昨年12月に耐震改修に関する告示が出ると聞いていたが、未だに出ないため日事連へ状況を問合せたところ、国からの具体的な情報が得られていないことであった。単会士会では、いつ告示が出されるのかは重大な関心事であるため、進捗状況は頻繁に行ってほしい。

（高津専務理事）業務報酬の基準告示化について、国からの新着情報があれば都度提供している。業務報酬基準に関しては中央建築士審査会で情報があれば早く出してほしいと国交省へ働きかけているが、なかなか告示化されないのが現状である。

（大内会長）告示のタイミング等、当初の情報と状況が変わっているのであれば、その都度迅速に情報提供するように努めたい。

(和歌山会) 建築士の定期講習未受講者に対する処分の基準について、一度罰則を受けた場合、そのまま未受講状態でも再罰則を受けないと聞いたので確認したい。

(高津専務理事) 定期講習未受講者は、最初は「戒告」2点、2回目の未受講で合計4点となり「業務停止」と聞いている。質問の処分実態を聞いたことがないので、今一度確認してほしい。

(和歌山会) 建築士会とJIAは会員が個人のため、事務所協会とは違った特色があると考えてきた。今回の三会の共同要望については、事務所協会の役割が中心であると思うので、日事連の考えを教えてほしい。また、建築士会とJIAでも賠償責任保険に加入でき、個人会員でも事務所として保険の対象になるので、事務所協会の賠償責任保険のPR方法を検討した方が良いのではないかと。

(高津専務理事) 今回の共同要望については、建築三会が揃って行った方がより効果が大きいのではないかと考えている。実際に成果があった地域もあるので、単位会では是非検討してほしい。業の生業は事務所協会であるので、建築三会で動く場合も事務所協会が中心となって対応してほしい。賠償責任保険については、建築士会とJIAは団体としては個人加入ではあるが、保険の定款上は事務所単位である。会の目的は異なるが、賠償責任保険の実態はそのような仕組みになっていることを理解してほしい。

(奈良会) 改正建築士法の共同要望を三会で行うのであれば、毎年行っている日事連と単位会の共同要望についても同様に建築三会の連名で対応したかどうか。

(高津専務理事) 改正建築士法の共同要望とは意味合いが異なるため、毎年行っている日事連と単位会の共同要望については、従来どおり対応してほしい。

■第2回教育・情報委員会議事概要

日 時 平成27年1月23日(金)

13:30～16:00

会 場 日事連会議室

出 席 者

委 員 長 山本 康一郎

副委員長 横須賀 満夫

委 員 松田 道佳、山梨 一正、尾添 信行、
坂本 拓三、池田 賢一

担当副会長 朝岡 市郎

事 務 局 高津 充良、前田 敏明、吉田 茂、市川 貴之、
夏目 浩行

欠 席 者 高橋 清秋

<配付資料>

資料1 : 平成27年度事業計画(案)

資料2-1 : 法定講習(管理建築士講習・建築士定期講習)の実施状況等について

資料2-2 : 建築士定期講習への取組みについて

資料2-3 : 管理建築士講習の平成27年度以降の業務委託費配分について

資料2-4 : 建築士定期講習の平成27年度以降の業務委託費配分について

資料2-5 : 管理建築士講習テキストの改訂方針について

資料3-1 : 平成26年度「建築士事務所の管理研修会」実施状況等について

資料3-2 : 平成26年度「建築士事務所の管理研修会」年間実施計画

資料3-3 : 「建築士事務所の管理研修会」知事指定状況一覧

資料3-4 : 「建築士事務所の管理研修会」知事指定及び建築士事務所指導要綱制定の推進等について

資料3-5 : 「建築士事務所の管理研修会」講師派遣制度について

資料3-5参考 : 「建築士事務所の管理研修会」講師派遣制度事務要領

資料4 : BELCAセミナーの開催状況について

資料5 : 第29回建築CPD運営会議資料(一部抜粋)

資料6：産学連携建築教育会議資料

資料7：建築3会による建築士・建築士事務所向け改正建築士法講習会の実施について（企画案）

1. 議事

1. 平成27年度事業計画（案）について

平成27年度教育・情報委員会事業計画（案）について、事務局より資料1に基づき、以下の6項目の概要説明があった。

- （1）「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」の実施推進
- （2）建築士事務所の業務の運営等に関する新たな研修の企画推進
- （3）法定講習（「建築士定期講習」及び「管理建築士講習」）の円滑な運営のための実施協力
- （4）「建築CPD情報提供制度」の活用推進
- （5）インターンシップへの支援・協力
- （6）その他、教育・情報に関すること

委員からは、特に（2）の新たな研修の企画を進めることが重要だとの意見が出された。また、委員長からは、平成27年度の事業計画について、各項目は平成26年度と同一だが、それぞれの内容について、より充実させていくため今後委員会で議論していきたい旨の発言があった。

以上の協議の後、委員長が平成27年度事業計画（案）を諮ったところ、異議なく了承された。

2. 法定講習について

事務局より以下の説明がなされた。

（資料2-1：法定講習の実施状況等について）

- ・平成26年度の最終的な年間計画の募集定員は、管理建築士講習約1,800名、建築士定期講習約15,000名となる見込みである。
- ・平成27年度計画のうち、特に建築士定期講習については、単位会に対し、積極的に取組んでいただきたい旨を要請する予定である。

（資料2-2：建築士定期講習への取組みについて）

事務局より、現在の単位会の取組状況についての説明に併せ、「建築士定期講習は、建築士事務所に所属する建築士に義務付けされた講習であり、また、建築士事務所が受講料を負担しているケースが多いことから、全ての建築士事務所協会で主体的に取組んでいくべき事業と考えられる」旨の発言があり、続いて各地域の現状や今後の取組みについて各委員から報告がなされた。委員からの主な意見は以下のとおり。

- ・建築士定期講習は建築士会に委ねていたが、事務所協会としても積極的に取組むため、開催回数を増加させるよう協議している。
 - ・建築士事務所協会も建築士会もほぼ同一の役員構成となっており、どちらが一方的に行っているという意識はない。棲み分けを変えることは難しい。
 - ・事務所協会主催の講習を受けるよう所員には指導している。単位会会長から会員事務所の開設者に対して、事務所協会主催講習を受けるよう伝える等の対策を行うべきではないか。
 - ・少なくとも会員事務所の方々には、事務所協会主催講習を受けていただくようPRする必要があるのではないかと。
- 協議の結果、それぞれのブロック協議会でも本講習の取組みについて、協議することとした。

（資料2-3：管理建築士講習の平成27年度以降の業務委託費配分について）

- ・事務局より、資料2-3により以下の説明がなされた。
- ・昨年10月に建築教育センターより、以下4点から成る平成27年度の管理建築士運営に関する変更案が提示された。
 - ①経費配分額の減額は、講習未開催の単位会を増加させ、更なる講習回数・シェアの低下につながるため、経費配分額の変更は行わない。
 - ②建築教育センター臨時講習の弾力的な実施について検討する。
 - ③小規模開催調整費を廃止し、最低開催可能人数を改める（10名→5名）。
 - ④受講者数が想定から大幅に下振れした場合、業務委託費・

講習実施方法について再検討する。

委員からは以下の意見が出された。

- ・民間登録講習機関と建築教育センター講習のシェアはどういう状況か。

→約35%が建築教育センター、民間登録講習機関が約65%である。

- ・採算性は低いが、将来会員事務所となる可能性があるため、事務所協会を認知してもらうためには有効だと思われる。
- ・現行の運営方法と比較すると、多くの単位会にとっては評価される内容だと思われる。

以上の協議の結果、建築教育センター提案を基本的に受け入れることとし、より単位会が本講習を開催し易くするため、10名未満の講習に対する一定の会場費負担等を建築教育センターに要請することとした。

(資料2-4：建築士定期講習の平成27年度以降の業務委託費配分について)

事務局より、資料2-4により以下の説明がなされた。

管理建築士講習と同様昨年10月に建築教育センターより見直し提案があった。主な内容は、平成25年度単年度の実施費用を基に、建築教育センター直接費の不足額を補うため業務委託費配分の見直しを行いたいというもので、建築教育センターが主張する直接費の増加要因は、①建築士定期講習テキスト(別冊)の印刷費・送料、②プレ印字済み申込書及び受講促進ハガキの作成・送付費用等である。

続いて対応について協議に移り、委員からは以下の発言があった。

- ・直接費のコスト減を求める必要があるのではないか。
- ・見直しを1年先送りとし、消費税対応も含めて検討すればよいのではないか。
- ・建築士会と足並みを揃えて対応することが有益ではないか。

協議の結果、士会連合会とも意見を調整しつつ以下の対応によることとし、建築教育センターに本会の方針として要請することとした。

①平成25年度単年度ではなく、本来の見直し期間の3年間(平成24年度～26年度)の実施費用の平均で算定すること

②平成27年度からの見直しは見送り、平成28年度からの見直しに向けて協議すること

(資料2-5：管理建築士講習テキストの改訂方針について)

資料2-5を用いて、事務局より以下の説明がなされた。

- ・テキスト改訂は、主に建築士法・建築基準法の改正部分を見直す形としており、その他は若干の加除修正を行う予定である。
- ・執筆者及び事務局で必要な作業を進めるが、テキストの所管である教育・情報委員に改訂内容を確認していただき、4月中旬までにテキストの印刷・製本を完了させる。
- ・講習用DVDについては、5月の東京会講習を撮影・編集し、作成することとしており、費用は建築教育センターが負担する。

以上の報告の後、委員長から改訂方針について諮ったところ、異議なく了承された。

3. 建築士事務所の管理研修会について

事務局より、以下の報告がなされた。

(資料3-1：管理研修会実施状況等について)

- ・平成26年度の実施状況については、平成25年度と同様に、平均50～60%の受講率(定員充足率)であり、全体で4,000名弱に留まる見込みである。

委員長からは、以下の意見が出された。

- ①受講者の属性調査を実施し、講義内容を考えていくことが必要ではないか。
- ②事務所登録数を事務所登録の更新間隔である5で割り、1年あたりの目標受講者数を算定し、その数値を基に各都道府県の実況について把握した上で検討すればよいのではないか。

協議の結果、平成27年度の同研修会において、受講者の属性調査のためのアンケートを実施することとし、次回委員会で再度検討することとした。

(資料３－２：年間実施計画)

- ・平成２６年度は３９単位会で開催計画があり、募集定員は６,５００名～７,０００名程度となる。

(資料３－３：知事指定状況)

- ・知事指定を得ている単位会の数は、前回委員会から２８で変わらないが、新潟会が間もなく知事指定を受ける見込みとなっている。
- ・受講率向上のためには、建築士事務所指導要綱の制定が有効であるため、知事指定要望と共に、指導要綱の制定も行政に求めていくことが重要だと思われる。

(資料３－４：「建築士事務所の管理研修会」知事指定及び建築士事務所指導要綱制定の推進等について)

事務局より、資料３－４について以下の説明がなされた。

- ・現時点で知事指定数については、２８単位会まで増加しているが、受講者数については伸び悩みの状態が続いている。
- ・しかし、建築士事務所指導要綱が制定されている県については、本研修会の受講に関して、強い勧奨を行っているため、受講率が他県よりも高い数値となっている。
- ・知事指定活動の推進とともに、建築士事務所指導要綱の制定を進めていく必要がある。

委員からは以下の意見が出された。

- ・事務所登録更新時の添付資料となるよう、継続して要望することが重要ではないか。
- ・指導要綱の前に、先ず本研修会を浸透させていくことが大事でないか。
- ・現状、知事指定を受けていない単位会については引き続き要望を行い、指定は有るものの指導要綱のない単位会は、指導要綱の制定に向け活動する。

協議の結果、建築士事務所指導要綱の制定状況について、アンケート調査等で現状を把握することとし、また、知事指定要望のための知事宛て文書の改訂を行うこととした。

また、今後、委員会で指導要綱の制定推進に向けて、検討を進めていくこととした。

(資料３－５：「建築士事務所の管理研修会」講師派遣制度について)

事務局より、資料３－５について以下の説明がなされた。

- ・講師派遣制度実施要領を先般、単位会宛てに発信したところ、石川会から制度活用の申込みがあり、２月２７日開催予定の同会管理研修会に、東京会推薦講師を派遣することが決定した。

報告の後、委員長からは以下の発言があった。

- ・各委員には、研修会企画の際に、こういう制度もあるということブロック協議会等で周知をお願いしたい。
- ・また、単位会の役員交代の際には、こうした細かな情報までは引継ぎされない場合もあるため、ある程度継続して単位会に情報提供してほしい。

４．他団体との共催による研修会の実施状況及び企画推進について

事務局より、資料４により、（公社）ロングライフビル推進協会（ＢＥＬＣＡ）との共催によるセミナーの各単位会の開催・検討状況について、開催済みが１単位会、受付中が１単位会、開催検討中が３単位会となっている旨の報告があった。

委員会では今後も引き続き、セミナー・研修等の企画を進めていくこととした。

５．建築ＣＰＤ情報提供制度について

第２９回建築ＣＰＤ運営会議の概要について、資料５により事務局から以下の報告がなされた。

- ・ＣＰＤ記録の確認方法について、これまでは制度参加者がＷｅｂシステム上で、自身の実績情報を確認していたが、企業担当が一括して自社社員の実績情報を確認できるようなサービスを開始する。開始時期は平成２７年度開始で準備を進めている。
- ・一般プロバイダのプログラム認定手数料を見直し、従量制とするが、建築ＣＰＤ運営会議構成団体については改定対象外とする。プログラム認定手数料改定については、２月１８日以降申請分から適用とする。

委員からは、以下の意見が出された。

- ・単位会が実施する講習については、CPD対象とすることが会員のメリットになると思われる。
 - ・会誌等でも制度についてのPRが必要ではないか。
 - ・官公庁の業務をメインにしている事務所には興味を持たれていない。
 - ・全単位会のCPD申請状況はどうなっているか。
- 過去に調査したが、一定期間経過している。

協議の結果、全単位会のプログラム申請状況について再度調査し、次回委員会での検討資料とすることとした。

6. インターンシップについて

産学連携建築教育会議について、資料6に基づき委員長より、本日午前に開催された会議の内容として、大学(院)生の就職活動時期に関する産学連携建築教育連絡会議の取組みと就職活動時期の変更についての概要報告がなされた。

7. その他：改正建築士法講習会の企画について等

①建築三会による改正建築士法講習会について、4月下旬から開催するよう準備を進めている。担当は業務・技術委員会になるが、重要事項のため、各常置委員会で情報提供を行っている。

②パンフレットの作成について

松田委員より、若い方向けのパンフレットを作成できないかとの要望があった。建築に興味を持ってもらえるよう取組んでいく必要があるのではないかと。

→後継者問題に関する取組みについては、他委員会でも今後検討していく。

次回委員会 後日日程調整の上、決定することとした。

■第2回広報・渉外委員会議事概要

日 時 平成27年1月27日(火)

14:00～16:10

場 所 日事連会議室

出席者

委員長：栗原憲昭 副委員長：池田修平

委員：相場博、金山泰夫、福本保治、丸川眞太郎、川崎安彦

担当副会長：富岡学

特別出席 会長：大内達史

事務局：高津充良、前田敏明、戸谷泰子、三浦知子

欠席者 委員：初鹿和久

<配付資料>

資料1：平成27年度事業計画(案)

資料2：平成27年度共同要望項目について

資料2-参考：要望運動の目的と平成26年度共同要望項目

資料3：建築士事務所キャンペーン事業の支援について

資料4：日事連ホームページについて

資料5-1：単位会発行の会誌について

資料5-2：会誌「日事連」のカラー化について

資料5-3：会誌「日事連」への広告について

資料5-4：平成26年度台割帳

資料6：建築3団体による「改正建築士法の施行にあたり業務報酬基準に準拠した契約の締結の徹底に関する共同要望」の実施について

参 考：平成26・27年度広報・渉外委員会委員名簿

挨拶

前回の第1回委員会に大内会長は出席できなかったため、今回冒頭出席し、委員への挨拶を行った。

議 事

1. 平成27年度事業計画(案)について

事務局から資料1により、広報・渉外に関する平成27年度事業計画(案)について次の趣旨の説明をした。

平成27年度は、改正建築士法の施行に伴う周知・普及活動を、国及び建築3団体で連携して行うとともに、単位会の協力を得て全国的に展開する旨を追加し、事業項目を以下のとおりとした。

①改正建築士法施行に伴う周知・普及活動

②共同要望運動の実施

③建築士事務所キャンペーン事業の支援

④会誌の充実・発行

⑤ホームページを活用した広報活動

⑥その他必要な広報等

予算（案）としては、全体的な予算圧縮の中での会誌のカラー化実現のため、会誌にかかわる予算支出総額は変えずに、送料及び原稿料等で予算を調整した。

また、改正建築士法施行に伴う普及活動のための広報費等を追加しているが、予算については全体予算と調整のうえ変更する可能性がある。

高津専務より以下の趣旨の説明があった。

現在建築三団体にて「建築士・建築士事務所のための改正建築士法講習会（仮称）」を企画しており、近日中に単位会にも予告通知をする予定である。このような建築三団体及び国の動きを見ながら、広報費については熟慮して使用したいと考えている。

2. 平成27年度共同要望項目について

事務局から資料2と資料2-参考により、事前に委員より提出された意見について説明し、平成27年度共同要望項目について、以下のとおり協議を行った。

○追加項目

- (1)「公共工事品確法改正による地方の設計・監理業への配慮」については、必要に応じ単位会独自の要望項目に加えてもらうこととした。
- (2)「改正建築士法第18条建築設備士の運用についての考慮」については、共同要望運動項目としてはなじみにくく要望先への依頼も難しいため、追加しないこととした。

○修正項目

- (1)「1. 業務報酬基準の遵守」については、既存の要望項目の文章は、古い記述が残っているため、三団体での要望文章を参考に修正することとした。

また、「最低制限価格の設定」の追加に関しては、既に要望

項目の「2. 価格以外の要素を考慮すること」に「やむを得ず入札方式で設計者の選定をする場合は、最低制限価格の設定を実施すること」と記載されており、重複するため、追加しないこととした。

- (2)「2. 価格以外の要素を考慮」に記載してある「最低制限価格の設定」の説明文章〈品質の低下を招く恐れのある〉の文言を削除すべきかどうかについては、他の表現を含め、継続して検討することとした。

- (3)「1. 業務報酬基準の遵守」と「3. 賠償責任保険への加入」の改正建築士法に関する表現を、「本年6月に施行された改正建築士法第〇〇条の〇の〇で、…」に変更することとした。
- 修正項目(1)については修正文案を事務局で作成のうえ、次回委員会開催前に委員に送付し、委員は修正項目(2)についての意見とともに、修正文案に対する意見を事務局に送付することとした。

- 3. 平成27年度建築士事務所キャンペーン事業の支援について
- 事務局から資料3により、平成27年度建築士事務所キャンペーン事業の支援について説明し、以下のとおり協議を行い決定した。

- 共通テーマについて

昨年同様「信頼のあかし 建築士事務所協会」とし、サブタイトルは各単位会にて設定することとした。

- 配布資料について

「国民への周知パンフレット」と「安心して家を建てるには」の他、（一社）新・建築士制度普及協会で現在作成中の建築主向け「改正建築士法周知パンフレット」を加えることとした。但し、まだ入手可能枚数等の詳細は決まっていないため今後調整が必要になる。

4. ホームページを活用した広報活動について

事務局から資料4により、現在進行・検討中のホームページの項目について説明をした。

- ①「四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款調査研究会」専用ホームページの作成

本年2月以降に「四会連合協定 建築設計・監理等業務委

託契約書類」と「戸建住宅等の小規模建築物向けの設計・監理契約書類」の改正／発行を予定しているため、これに合わせて専用ホームページ（アドレスは日事連ホームページ内）を作成している。

②建築CPD情報提供制度のページ作成

現在内容を検討中である。

また、今後、建築士法改正関連のページ作成についても検討していく予定である。

5. 会誌について

1) 単位会発行の会誌について

事務局から資料5-1により、前回委員会で決定した単位会における会誌の発行状況等アンケート調査について報告した。

ほとんどの単位会（42会）で会誌を独自に発行しており、そのうち半分以上（27会）の単位会が年1～2回程度、次いで8会が月1回会誌を発行していることがわかった。

この結果については、単位会に最終確認後、他の単位会の会誌の取り組みや情報発信手段の参考となるよう、後日全単位会に情報提供を行うこととした。

2) 会誌「日事連」のカラー化について

事務局から資料5-2により、会誌「日事連」のカラー化について次の趣旨の説明をし、了承された。

平成27年度から会誌「日事連」を原則カラー化し、より読みやすい会誌を目指すこととする。予算では、原稿料と通信運搬費を削減することにより、会誌にかかる全体予算を今年度と同額に収まるよう調整する。

3) 会誌「日事連」への広告について

事務局から資料5-3により、会誌「日事連」への広告について以下の趣旨の説明をした。

前回委員会にて、収入を増やす観点から積極的に会誌「日事連」に広告を掲載していく方針となったため、複数の広告代理店に対し広告主を探してもらうことができるか打診した結果、2社の代理店から可能である旨回答をもらった。

協議の結果、当面は専属契約等の制限がなく手数料も安い、

「ムサシノ広告社」に業務を依頼するとともに、日事連ホームページでも、広告募集を行うこととした。

4) 会誌編集専門委員会報告

事務局から資料5-4により、会誌「日事連」3月号までの特集予定等を報告した。

6. 建築三団体による「改正建築士法の施行にあたり業務報酬基準に準拠した契約の締結の徹底に関する共同要望」の実施についての報告

事務局から資料6により、建築三団体にて実施した、「改正建築士法の施行にあたり業務報酬基準に準拠した契約の締結の徹底に関する共同要望」について報告した。

民間団体に対し、昨年12月に10団体に対し要望及び記者会見を行い、官公庁に対しては、本年1月に14府省等に対し要望した。

地方においても、昨年12月に単位会に共同実施を依頼し、要望結果報告については現在調査中である。

7. その他

次回委員会開催日程

平成27年4月21日（火）14:00～16:00

■全国大会運営特別委員会議事概要

日 時 平成27年1月29日（木）

13:30～16:10

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 宮原克平

副委員長 横須賀満夫

委 員 舟幡健、小室克己、相原清安、加藤昇、小川浩

特別出席 大内達史

オブザーバー 小川憲一、岡部安寿

事務局 高津専務理事、前田、松谷

協議事項

(1) 当委員会の協議、日事連の協議・承認及び事務局の作業スケジュールについて

事務局より、当委員会の協議、日事連の協議・承認及び事

事務局の作業スケジュールについて資料1によって説明がなされた。

小室委員より、茨城大会の案内の日事連会報への掲載時期及び掲載原稿の作成・レイアウト等の作業は、茨城会で行うのかと質問がなされ、事務局より以下のとおり回答がなされた。

2月5日の会誌編集専門委員会において、茨城大会の案内の掲載方法等について協議する予定である。記事のページの割り当て等については、後日茨城会と確認を行うが、6月号（5月下旬発行）に掲載する場合は、4月中旬頃までに原稿の用意をお願いすることになる。

なお、三重大会は特別行事があったため、例年の地方大会よりも掲載ページが多かった。愛媛大会では、5月号から8月号で、毎月1ページずつ観光地等の紹介及び6月号に大会参加案内を掲載した。

小室委員より、茨城会では経費削減のために記念誌のサイズを縮小したいと考えているとの発言がなされ、協議の結果、従来どおり、大会参加者名簿及び協賛広告は掲載し、大会記念誌のサイズ変更については、日事連と茨城会で検討することとした。

さらに小室委員より、日事連と茨城会の現地での打合せの時期について質問がなされ、大会運営方針がある程度固まる9月頃としたい旨、事務局より回答がなされた。

また、相原委員より、三重大会では大会式典会場の座席のレイアウトの他、受付や控室の表示、控室の割り当てを事務局レベルで確認しても、当日の役員の意向等で変更された事例があったので、日事連役員も事前に打合せに参加した方が良いとの意見が出され、可能な範囲で対応することとした。

（2）第39回建築士事務所全国大会（茨城大会）の実施要項案（収支予算書を含む）について

小室委員及び小茨城会事務局より、実施要項案について資料2によって次の趣旨の説明がなされた。

（茨城大会概要）

・大会テーマ

「復興の歓び」

・大会スローガン

彰往考来（しょうおうこうらい）のこころに学ぶ

・大会期日

平成27年10月16日（金）

・式典会場

茨城県立県民文化センター

・パーティ会場

水戸プラザホテル

・参加費

大会参加費 4,000円

記念パーティ参加費12,000円

・対談

題目未定。弘道館の復旧に関する内容が中心になる予定

ゲスト 学芸担当、及び復旧工事関係者を中心に2名程度を予定

・基調講演 題目未定 講演者 茨城県出身の建築家を中心に2名を予定

・収支予算 4,840万円

資料2の内容について、以下のような質疑等がなされた。

①大会宣言について

・大会宣言が例年より長いので、読み上げるのに時間がかかるのではないかと。

一簡易的にまとめるのはなかなか難しい、茨城会が地元県民の視点でとらえたメッセージを大会参加者へ伝えられるように作成したものとして理解してもらいたい。

②収支予算について

・広告協賛金収入の予算が過去の大会に比べて少ないのはどうしてか。また、最近の地方大会では予算を超過しているが、この予算でも大丈夫か。今後、主管会となる単位会は、会員数が少なく、従来どおりの金額負担や人員動員が難しく、過剰な負担がかかるのではないかと。

ー1社あたり協賛金を無理なくお願いできるよう一律1万円とした。また、大会式典及び記念パーティの会場が2年前の建築士会の大会と同じことや運営に係わっていた役員がおり、参考に来ることが多い。イベント会社等への支払が大きいのが、全てを前例に倣うのではなく、業者に頼らざるを得ないところは依頼し、出来るだけ会員が大会運営を行うようにして予算を設定した。

また、大内会長より、支出が予算を超過した場合は主管会の負担となるので、余り派手にならないよう、支出を抑える必要があるのではないかとの発言がなされた。

③大会式典等のスケジュールについて

- ・三重大会ではシンポジウムを13時開始としたが、昼食の時間と重なり空席が目立った。シンポジウム等の出演者に対して失礼なので、時間厳守を徹底すべきではないか。また、シンポジウム中も大会参加者は会場内を自由に出入りが可能なため、ざわつきが目立ったので改善した方が良いのではないかな。

ー単位会参加者の意識向上の努力や周知徹底は必要かと思われる。会場出入口を限定する等、対策を考えていく必要がある。

- ・オープニング映像は大会式典の時間内に行われるのか。開会へのつながりとしても良いが、時間がかかり過ぎると式典のスケジュールに影響が出るのではないかな。

ー休憩時間帯にオープニング映像を流す予定でいる。ステージには緞帳がないので、オープニング映像を流している時に登壇者が移動し、着席してもらうイメージで検討しているところである。

- ・過去の大会式典では、日事連会長挨拶、日事連建築賞の審査講評等は持ち時間をオーバーしている。タイムキーパーを置いた方が良いのではないかな。

ー日事連建築賞の表彰式では、代表受賞者だけでなく受賞者全員を登壇させた方が良いとの意見が他の委員会で提案されている他、26年度からは会員増強表彰も行われているので、表彰式が長くなる要素が増えている。出来るだけ時間をかけずにスムーズに執り行えるように今後検討していく必要がある。

る。挨拶及び審査講評等については、事前に持ち時間の徹底を伝え、タイムキーパーの指示で予定どおり進行できるように準備をしていきたい。

- ・パーティでの主催者側の歓迎挨拶や乾杯前の来賓挨拶の時間が長すぎるのではないかな。

ー協議の結果、主催者挨拶をやめ、歓迎挨拶は、開会挨拶及び主管会会長挨拶のみとし、パーティでの来賓挨拶は代表1名、乾杯は、来賓の出席状況によって選定することとした。

- ・茨城県のPRの後に鏡開きをしたら華やかになるのではないかな。

ーその順番で検討したい。

- ・単位会によっては、開始早々にパーティ会場を出てしまい、後半は閑散としてしまう場合があるので、和歌山大会のPRやアトラクションの時間帯を考慮した方が良いのではないかな。

ー三重大会のパーティでは、茨城大会のPRがパーティの後半だったこととパーティ開始時刻が大幅に遅れたこともあり、茨城大会のPRは行えなかった。この件は考慮し、乾杯後に和歌山会の大会PRを、アトラクションは歓談時間中の早い段階で行えるように予定している。

④その他

- ・式典会場で預けた荷物を受け取り、パーティ会場で再び預けることになるが、クロークは対応可能かな。

ー建築士会の大会でも、それぞれの会場にクロークを設けて対応したが、定刻通りにパーティを開催することが出来た。

- ・エキスカッションは、愛媛大会、三重大会とも参加申込者が少なかったため、茨城大会では参考ルートを提示だけで良いのではないかな。

ー今後、茨城会で検討することとした。

協議の結果、資料2の実施要項案（収支予算書を含む）について了承し、総務・財務委員会等に提案することとし、タイムスケジュールについては、今回の議論や意見等を踏まえ、日事連と茨城会で調整することとした。

(3) 全国大会の参加予定者数の予備調査について

単位会からの出席予定者の概数を把握するため、例年どお

り単位会にアンケートを実施したい旨、事務局より資料3によって説明がなされた。

大会参加者はシンポジウムのテーマや出演者について関心があると思うので、テーマ等の資料を添付して調査依頼をした方がよいとの意見が出され、その方針で理事会承認後に茨城会より単位会宛に調査依頼を行うこととした。

次回の委員会開催予定

平成27年7月28日（火）13:30～16:30

（配付資料）

資料1 当委員会の協議、日事連の協議・承認及び事務局の作業スケジュールについて

資料2 第39回建築士事務所全国大会（茨城大会）の実施要項案（収支予算書を含む）について

資料3 全国大会の参加予定者数の予備調査について

■第3回指導運営委員会議事概要

日 時 平成27年2月12日（木）

14:00～16:15

場 所 日事連会議室

出 席 者

委 員 長：仲元典允

副委員長：渡邊淳悦

委 員：藤原薫、山下登、五十嵐鈞有、若林亮、
佐々木世希、田中之博

担当副会長：田畑光三

事務局：高津、吉田、前田、鈴木、野出

< 配布資料 >

資料1-1 平成26年度上半期 苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）（委員による修正版）

資料1-2 苦情の事例 会誌への掲載候補

資料2 苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）
の書式の改訂（案）

資料3 平成27年度上半期 指導運営に関する事業計画（案）

参 考 「実例に学ぶ 建築士事務所のトラブル予防」研修会の実施について（再度の協力依頼）

議事1. 平成26年度上半期 苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）について

前回の委員会で配布された個別レポートについて、各委員により確認・修正されたものが提出された。事例ごとに確認していき、必要な修正を加えることとした。また、一部、単位会への再確認が必要な案件があったため、事務局で対応することとした。

また、今回の事例の中から、会誌に掲載する参考事例を検討した結果、6つを選出し、会誌「日事連」の事例紹介の連載に使用することとした。

議事2. 苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）の書式の改訂について

個別レポートの書式の改訂について、前回の委員会での指摘を反映させた資料2により事務局から説明がなされた。

建物概要の欄を追加し、「延べ面積」、「住宅、非住宅」及び「新築・増築・改築、その他」を選択できるように修正することとした。また、「業務終了の段階」には分かりやすくなるよう注意書きを追加することとした。

単位会に送る書式については、今年度は今まで通りの書式を使用し、平成27年度から新書式に移行することとした。

また、苦情の事例データを蓄積することで、将来的には会員向けに情報提供する等、現状の単位会の指導委員に限定している公開の範囲を、もっと広げる方向で検討することとした。

議事3. 平成27年度 指導運営に関する事業計画について

平成27年度の指導運営に関する事業計画（案）について、資料3に基づき事務局より説明がなされた。「個別レポートの書式については、会員への情報提供を見据え、データの効果的な蓄積を図る観点から、書式の見直しを行う。」という文言を追加することとした。その他の部分については、各委員において確認し了承された。

次回日程 平成27年5月13日(水)

14:00～16:00

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

平成27年

3月19日 日事政研役員会

通常理事会

24日 業務報酬基準WG

建賠保険等調査専門委員会

4月 7日 会誌編集専門委員会

8日 JAAF-MST維持管理WG

9日 (仮称)改正建築士法による設計受託契約
等のポイント検討会

■2月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成27年2月1日～2月28日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A／B)	加入数(C)	増 減	加入率(C／A)
北海道	1,034	+ 1	4,648	22.2 %	242	+ 2	23.4 %
青 森	176		987	17.8 %	37	+ 1	21.0 %
岩 手	274		1,068	25.7 %	65	+ 1	23.7 %
宮 城	365	- 1	2,169	16.8 %	80		21.9 %
秋 田	151		1,137	13.3 %	42		27.8 %
山 形	177		1,233	14.4 %	52	+ 3	29.4 %
福 島	228		1,668	13.7 %	61	+ 2	26.8 %
茨 城	489		2,179	22.4 %	146	+ 2	29.9 %
栃 木	176		1,437	12.2 %	88		50.0 %
群 馬	189		1,890	10.0 %	89		47.1 %
埼 玉	524	+ 1	5,158	10.2 %	115	+ 1	21.9 %
千 葉	430	+ 1	3,597	12.0 %	113	+ 3	26.3 %
東 京	1,542		15,730	9.8 %	479	+ 5	31.1 %
神奈川	765	- 3	6,443	11.9 %	186	+ 1	24.3 %
新 潟	335	- 1	2,456	13.6 %	119	+ 6	35.5 %
長 野	447	- 1	2,288	19.5 %	125	+ 4	28.0 %
山 梨	105		865	12.1 %	11		10.5 %
富 山	309		1,317	23.5 %	59		19.1 %
石 川	292		1,339	21.8 %	54		18.5 %
福 井	241		1,017	23.7 %	56		23.2 %
静 岡	475		3,327	14.3 %	135	+ 1	28.4 %
愛 知	567	- 1	5,259	10.8 %	128	+ 1	22.6 %
三 重	188	- 2	1,337	14.1 %	68	+ 1	36.2 %
滋 賀	183		1,215	15.1 %	35	+ 2	19.1 %
京 都	322		2,247	14.3 %	90	+ 3	28.0 %
大 阪	802	+ 1	6,699	12.0 %	178	+ 3	22.2 %
兵 庫	438		3,777	11.6 %	112	+ 2	25.6 %
奈 良	116	+ 2	983	11.8 %	23		19.8 %
和歌山	118		796	14.8 %	26		22.0 %
鳥 取	90		515	17.5 %	46		51.1 %
島 根	138		706	19.5 %	71		51.4 %
岡 山	413		1,583	26.1 %	63	+ 1	15.3 %
広 島	343	+ 1	2,462	13.9 %	121	+ 1	35.3 %
山 口	110		1,127	9.8 %	37		33.6 %
徳 島	99		889	11.1 %	13		13.1 %
香 川	102		1,153	8.8 %	17		16.7 %
愛 媛	151		1,237	12.2 %	34		22.5 %
高 知	144		673	21.4 %	22		15.3 %
福 岡	483		3,804	12.7 %	148		30.6 %
佐 賀	177		637	27.8 %	32	+ 1	18.1 %
長 崎	252		886	28.4 %	44		17.5 %
熊 本	218		1,411	15.5 %	92		42.2 %
大 分	153		964	15.9 %	37		24.2 %
宮 崎	121		1,101	11.0 %	58	+ 1	47.9 %
鹿児島	304		1,354	22.5 %	84		27.6 %
沖 縄	189		1,307	14.5 %	55	+ 2	29.1 %
計	14,945	- 2	106,075	14.1 %	3,988	+ 50	26.7 %

※建築士事務所登録数は平成26年9月末日現在の数字である。